

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県公安委員会

委員長 雫石 禮子

岩手県公安委員会規則第5号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
所 属		区 分	警 察 官	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員	合 計	所 属		区 分	警 察 官	警 察 官 以 外 の 警 察 職 員	合 計
警 察 本 部	[略]					警 察 本 部	[略]				
	教 育 訓 練 者		83		83		教 育 訓 練 者		95		95
	[略]						[略]				
	計		683	[略]	907		計		695	[略]	919
[略]					[略]						
合 計			2,185	[略]	2,504	合 計			2,197	[略]	2,516

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。